

中 監 第 3 3 号

平成 2 9 年 2 月 1 6 日

中 種 子 町 長 田 淵 川 寿 広 殿

中種子町監査委員 利 水 幸 光

〃 園 中 孝 夫

平成 2 8 年度財政援助団体監査結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定より、財政援助団体に関する監査を実施した
たので、その結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

中 監 第 3 3 号

平成 2 9 年 2 月 1 6 日

中種子町議会議長 鎌 田 勇二郎 殿

中種子町監査委員 利 水 幸 光

〃 園 中 孝 夫

平成 2 8 年度財政援助団体監査結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定より、財政援助団体に関する監査を実施した
たので、その結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

平成28年度

財政援助団体監査報告書

中種子町監査委員

財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

平成27年度に町が財政援助（補助）を行った各種団体のうち、款2総務費から款6農林水産費までの範囲で支出されたもの。

3 監査団体

- (1) 書類審査 2補助団体
- (2) 抽出による審査（2団体に対する2件の補助）
 - 中種子町社会福祉協議会（福祉環境課）
 - ・社会福祉協議会運営補助金（補助金額 8,490,000円）
 - 中種子町家畜自衛防疫協議会（農林水産課）
 - ・子牛損耗防止対策事業補助金（補助金額 1,164,300円）

4 監査実施日・場所

実施日：平成29年1月25日（水） 午前8時57分～午前11時41分まで

場所：中種子町役場 監査委員室

5 監査の方法

中種子町の補助金等が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、次の諸点に重点を置いて監査した。

- (1) 財政援助（補助金）の目的は明確か。また公益上の必要性からみて目的、内容は妥当か。
- (2) 事業計画書、予算書及び決算書と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (3) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (4) 事業は計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上がっているか。目的外使用、流用はないか。
- (5) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

6 監査の結果

監査した結果、補助金等はおおむね交付目的どおりに執行されている。また、事務処理についても適正に処理されているものと認められた。

なお、次のとおり一部に改善を要する事項も認められたので、内容については十分把握し、それぞれ必要な措置を講じた上で、今後の事務処理には万全を期されたい。

(書類審査及び抽出団体統一指摘事項)

- (1) 援助団体を指導する側として、公益性の審査を十分行なうとともに、事業内容の把握・運営体制のチェック機能が必要であり、経理・運営方法を含め、定期的に的確な指導を行われたい。
- (2) 全ての町単独補助金について、それぞれの事業が補助の交付を受けなければ実施できないものかどうかを随時確認すべきである。同時に、補助金に頼らず自立していくことを検討すべきである。
- (3) 慣習的な補助金等や自助努力の見えない団体については、自立を促すためにも費用対効果など補助効果を確認の上、適宜見直しをされたい。
- (4) 提出する調書や資料について、安易な記載ミスが見受けられるので、慎重かつ適切な対応を望む。
- (5) 補助の内容や団体の運営状況・団体の決算内容について、町民への説明が必要である。情報公開条例に基づく説明責任もふまえ、補助を受けた団体が事業内容を町民に説明することも必要であることを念頭に置かれたい。

(抽出団体)

抽出団体の概要結果は、次のとおりである。

(中種子町社会福祉協議会)

補助の内容：社会福祉協議会運営補助金

補助交付額：8,490,000円（対象事業費：45,105,365円）

●補助金交付目的

各福祉団体の中心的団体であり、社会的弱者への援助活動をはじめ、生活福祉資金貸付、共同募金推進、介護保険業務等の福祉活動を多方面から担うことを目的としている。

●監査の結果

当補助金の予算執行については、適正に執行されている。また、事務経理の方法についても、おおむね適切に処理されていると認めた。

本補助金は、社会福祉協議会設立当時から職員の給与相当分を町で確保するということが交付されているようであるが、町の「補助金等検討委員会」も答申を踏まえた単独補助金の減額措置により、平成20年度から減額され現在の補助額となっているようである。

社会福祉協議会においては、こうした町の財政状況を踏まえ、職員給料の独自カットを実施しており、経営改善に向けた自助努力を行っていることを認めた。

今後は、社会福祉協議会として実施できる事業等に新たに取り組むとともに既存の事業の更なる充実に努め、運営補助からの早期脱却に向けた検討・努力を続けられたい。なお、所管課においては、適切な指導・助言に努め、本町の福祉全般の向上に寄与するべく努められたい。

(中種子町家畜自衛防疫協議会)

補助の内容：中種子町子牛損耗防止対策事業

補助交付額：1,617,300円（対象事業費：4,955,200円）

●補助金交付目的

島内における肉用子牛の死亡頭数が年々増加の傾向にあり、町内においても300頭近くの子牛が死亡し損失額は約1億円となっている。このような状況に対応するため、母牛への「6種混合ワクチン」接種及び子牛の「リスポバル」接種による呼吸器病等の予防、「バイコックス」によるコクシジウム症の発祥を予防し子牛の損耗防止及び発育増進を図る。

また、乳用牛に対しても、ワクチンによる防疫対策の必要性が高まっていることから、乳用子牛用の呼吸器病予防として「牛5種混合」、母牛への「牛下痢5種混合」を追加し免疫強化を図ることを目的としている。

●監査の結果

当補助金の予算執行については、適正に執行されていた。また、事務経理の方法についても、適切に処理されていると認めた。

子牛せり市における取引価格は高値を維持しており、本町の産業振興に大きく寄与している。今後も、補助の目的を明確にし、適切な指導・助言を行うとともに、さらに農家の防疫意識向上に努められたい。